

令和4年度における独立行政法人経済産業研究所の中小企業者に関する契約の方針

令和4年9月
独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

研究所は、令和4年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、令和3年度目標の金額水準を引き続き堅持し、約1億円、比率が53.8%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における研究所の官公需契約実績3億3,000万円の約0.1%程度と推計されることを踏まえ平成26年度比で概ね倍増の水準となるように努めつつ、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

研究所は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

特に、新型コロナウイルス感染症によって、依然として多くの中小企業・小規模事業者が影響を受けていることから、早期の事業立て直しのため、官公需発注において中小企業・小規模事業者への更なる配慮に努めるとともに、入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者からの問い合わせにはメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとし、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

また、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっていることにも留意する。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供できるよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

総務グループ管理担当の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

また、「官公需相談窓口」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、複数年度契約の活用、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

6 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争

参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

また、契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費、輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとし、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

8 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

9 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、一般競争においては、当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経

済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

研究所は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達担当部署に対して一層の周知に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、研究所のすべての調達担当部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、研究所に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとし、事務局においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実

績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

附則

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

推進体制

